丹波市

水道施設の災害に伴う応援協定書

丹波市

＜受注者名＞

水道施設の災害に伴う応援協定書

　丹波市（以下「市」という。）と、＜受注者名＞（以下「受注者」という。）は、市の水道施設が地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生により損傷を受けた場合、その給水機能を早期に回復するため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　市は、災害により損傷した給水機能を早期に回復するため、受注者の応援が必要と認める場合は、受注者に対して、様式１の応援要請書により、次の事項を明らかにして要請するものとする。

　　ただし、書面により要請する時間がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

1. 災害の発生状況及び業務内容
2. 応援を必要とする人員
3. 応援を必要とする日時、場所及び期間
4. その他必要な事項

（業務の内容）

第２条　この協定により、市が受注者に要請する業務は、次の業務とする。

1. 需要者対応及び災害情報の受付・発信
2. 応急給水作業における補助及び支援
3. 水道施設応急復旧活動補助及び支援

（協力）

第３条　受注者は、市から第１条の規定により応援要請があった場合は、特別の理由がない限り、従事者を派遣するものとする。

（報告）

第４条　受注者は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式２の応援報告書により、速やかに書面を提出するものとする。ただし、書面により報告する時間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

1. 応援に従事した人員
2. 業務内容及び場所
3. 応援に従事した期間
4. その他必要な事項

（事故等）

第５条　受注者は、従事者の派遣に際し、事故が発生した場合は、市に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第６条　第２条で規定する業務により生じた損害の負担は、市と受注者とが協議して定めるものとする。

（連絡責任）

第７条　この協定に関して、あらかじめ市と受注者とが連絡担当者を定め、災害が発生した際には、速やかに各連絡担当者に連絡を取るものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、令和７年４月１日から効力を有するものとし、令和１２年３月３１日をもって、その効力を失うものとする。

（適用）

第９条　この協定に定めのない事項については、その都度、市と受注者とが協議して定めるものとする。

　この協定の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　令和　年　　月　　日

　兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　兵庫県丹波市

丹波市長

　＜受注者＞

様式１（第１条関係）

|  |
| --- |
| **応援要請書**１　災害の発生状況及び業務内容２　応援を必要とする人員３　応援を必要とする日時、場所及び期間（１）応援希望日時（２）応援先（３）応援期間４　その他必要な事項　　年　　月　　日＜受注者＞　　　　　　　　　　　　様（連絡担当者　　　　　　　様）兵庫県丹波市長（連絡担当者　　　　　　　） |

様式２（第４条関係）

|  |
| --- |
| **応援報告書**１　応援に従事した人員２　業務内容及び場所３　応援に従事した期間（日時）４　その他必要な事項　年　　月　　日兵庫県丹波市長　　　　　様（連絡担当者　　　　　　　　様）＜受注者＞　　様（連絡担当者　　　　　　　　　　） |